28	関税率表第44・10項又は第44・11項に掲げる物品	パーティクルボード等	9,202,556	317,281	千円	0.6	
29	関税率表第4408・10号の２の⑴、第4408・31号の１、第4408・39号の１の⑴、３の⑴若しくは４の⑴、第4408・90号の１の⑴若しくは２の⑴、第4412・10号の２、第4412・94号、第4412・99号又は第4420・90号の１に掲げる物品	積層木材等	6,934,593	2,675,464	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
30	関税率表第4418・90号の２の⑵に掲げる物品のうち 欄間	欄間	824,419	17,987	千円	0.0	
31	関税率表第4419・00号の１に掲げる物品	割りばし	1,650,503	1,715,910	千円	0.6	平成22年６月16日 適用停止 全特恵受益国等
32	関税率表第4421・90号の３の⑴に掲げる物品	かりん、つげ等の木製品	280,780	8,481	千円	0.0	
33	関税率表第44類に掲げる物品（関税率表第4412・10号の１、第4412・31号、第4412・32号及び第4412・39号に掲げる物品並びに第22項から第32項までに掲げるものを除く。）	木材及びその製品（第4412・10号の１、第4412・31号、第4412・32号及び第4412・39号に掲げる物品並びに第22項から第32項までのものを除く。）	76,347,516	19,698,239	千円	0.0	平成22年８月17日 適用停止 中華人民共和国
34	関税率表第4602・11号、第4602・12号又は第4602・19号の１に掲げる物品 関税率表第4602・19号の２に掲げる物品のうち 畳床以外のもの	かご細工物等（畳床のものを除く。）	2,785,534	1,131,785	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
35	削除						
36	関税率表第5006・00号の２、第5007・10号又は第5803・00号の２の⑴に掲げる物品	絹ノイル織物等	36,508	8,617	千円	0.0	平成22年11月16日 適用停止 インド
37	関税率表第51・06項に掲げる物品	紡毛糸（小売用のものを除く。）	249,466	73,741	千円	0.6	平成22年７月16日 適用停止 中華人民共和国
38	関税率表第51・07項に掲げる物品	梳毛糸（小売用のものを除く。）	1,472,319	904,033	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国 平成23年３月16日 適用停止 インド
39	関税率表第5111・11号の１、第5111・19号の１、第5111・20号の１、第5111・30号の１、第5111・90号の１、第5112・11号の１、第5112・19号の１、第5112・20号の１、第5112・30号の１又は第5112・90号の１に掲げる物品	紡毛織物及び梳毛織物（絹の重量が全重量の10％を超えるもの）	1,272	27,835	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 全特恵受益国等
40	関税率表第51・11項又は第51・12項に掲げる物品（第39項に掲げるものを除く。）	紡毛織物及び梳毛織物（第39項のものを除く。）	3,935,486	1,338,607	千円	0.6	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
41	関税率表第52・04項、第5205・11号の１、第5205・12号の１、第5205・13号の１、第5205・14号の１、第5205・15号の１、第5205・21号の１、第5205・22号の１、第5205・23号の１、第5205・24号の１、第5205・26号の１、第5205・27号の１、第5205・28号の１、第5205・31号の１、第5205・32号の１、第5205・33号の１、第5205・34号の１、第5205・35号の１、第5205・41号の１、第5205・42号の１、第5205・43号の１、第5205・44号の１、第5205・46号の１、第5205・47号の１、第5205・48号の１、第5206・11号の１、第5206・12号の１、第5206・13号の１、第5206・14号の１、第5206・15号の１、第5206・21号の１、第5206・22号の１、第5206・23号の１、第5206・24号の１、第5206・25号の	綿糸（合成繊維等の重量が全重量の10％を超えるもの）等	291,852	272,571	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国 平成22年９月16日 適用停止 インド